

5分で読める

一からわかる再配置



H26.11.27

Vol.11

公共施設の再配置に関連する基本的な情報をお知らせします。

公共施設の利用者負担の適正化に関する方針

本年11月1日に「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」を策定しました。

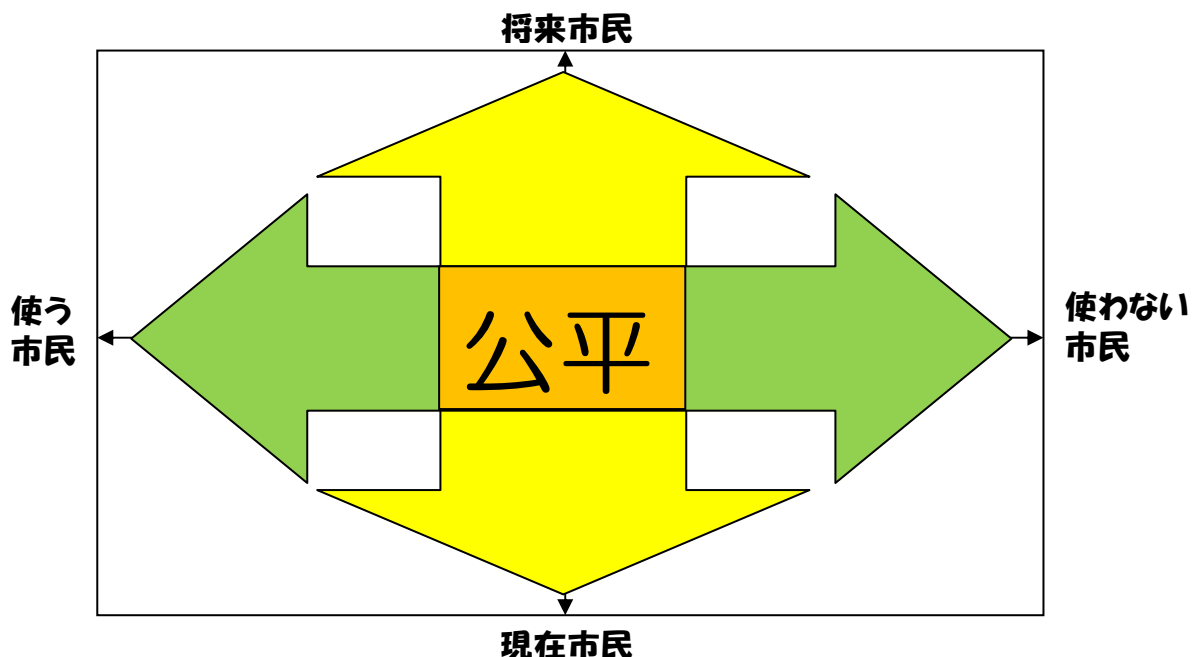
少子高齢化がますます進み、人口減少社会に突入していく中、公共施設の更新問題に対応し、将来にわたり健全財政を維持して、必要性の高い公共施設サービスを将来の市民にも良好な状態で引き継いでいくためには、利用者負担の適正化を図ることは不可欠です。

2つの公平性

市民の中には、その公共施設を「使う市民」と「使わない市民」がいますが、定期的に公共施設を利用する市民の割合は3割程度と推定されます。

また、生産年齢人口に対する高齢者の割合の増加が明らかな中で、市債による負担の先送りは「将来の市民」の負担をさらに大きくするものであり、「現在の市民」が応分の負担をすることにより、「将来の市民」の負担を減らしていくことが必要です。

つまり、現在の市民の間での公平と将来の市民との間での公平、この2つの公平性を考える必要があります。



使用料見直しの4つの基準

使用料の見直しに係る4つの基準の主な内容は次のとおりです。今後、この方針に基づき各施設の使用料を見直し、条例改正の手続きに入ることとなります。なお、方針の全文は、[こちら](#)からご覧ください。

1 無料利用の有料化と施設の開放を進めます。

- (1) 無料施設の設置趣旨と合致しない利用の有料化
- (2) 従来開放していない部屋等の空き時間の有料開放
- (3) 公共施設を利用した事業への参加者の実費負担金の見直し

2 算定根拠を明確にします。

算定の基礎となる管理運営費用は、人件費や減価償却費も含めたフルコストとし、利用者負担割合は、原則としてフルコストの3分の1以上を稼働率50%で達成することを目指す。

【計算式】

フルコスト(円)÷延べ床面積(㎡:共用部分を除く。)=年間コスト円/㎡…A

A×部屋の面積(㎡)=部屋の年間コスト(円)…B

B÷年間利用可能時間の50%(時間)=1時間当たりのコスト(円/時間)…C

C÷3=1時間当たりの使用料の目安(円)

3 メリハリのある使用料制度とします。

- (1) 方針に定める基準に基づき継続される無料利用を除き、すべての利用において使用料を徴収
- (2) 減免制度の見直し
- (3) 30分単位での料金設定
- (4) 子供による共用利用の無料化、子供を含む団体による利用を2分の1に。

4 負担感の緩和を図ります。

- (1) 新たな使用料は、改定前の金額の2.5倍を限度とする。
- (2) 改定後の金額は、最低2年間は据え置き
- (3) 夜間開放など、利用者が少ない場合は、隔日や輪番制をとるなど、コストの削減に努める。また、利用者の増加が一般財源の軽減につながる場合は、市民の優先利用に配慮したうえで、市外からの利用者の増加策も講じる。
- (4) 前号の成果を明らかにしたうえで、2回目以降の見直しを実施



※一からわかる再配置のバックナンバーを政策部共有の0506一からわかる再配置フォルダに置きましたので、ご覧ください。